

# 仕様書

## 1 業務名

令和4年度自己採取HPV検査及び検査案内・検査結果通知業務

## 2 目的

子宮頸がん検診の未受診者対策として、自己採取によるHPV検査を促すことで、子宮頸がんに関する正しい知識を普及啓発し、検診受診率向上につなげることを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日～令和5年3月31日

## 4 業務内容

### (1) 対象者、実施時期

#### ①対象者

令和4年4月1日時点で満25歳の女性のうち、平成31年度～令和3年度の間に札幌市子宮がん検診を受診していない札幌市に住民登録を置く女性。

#### ②対象者数

約7,800人

#### ③実施時期

案内通知発送9月頃

### (2) 通知物の作成、発送

#### ①通知物の作成

自己採取HPV検査の案内通知（検査申込書、封筒を含む）を作成する。通知物については、委託者と協議の上作成し、校正は最低3回とする。

#### ②通知物の印刷・発送

通知物（封筒を含む）の印刷及び送付対象者の宛名等については、委託者が提供する情報をもとに受託者が印刷し、発送する。その際の郵送料は受託者の負担とする。印刷後は、委託者に対し見本を納品する。

### (3) 申込受付、検査、報告

#### ①申込期間

申込期間は、通知物発送から3か月間とし、検査希望者の申し込み受付事務の一切を行う。受付方法は、WEB予約を基本とするが、用紙での受付も行う。検査希望者からの用紙での申し込みに係る郵送費（料金受取人払い）は、受託者の負担とする。また、受付にあたっては申込者より検査結果が委託者に提供されること、検査結果が陽性の場合、札幌市子宮がん検診を勧奨されること、受診が確認できない場合は、委託者より本人へ連絡する必要があることについて同意を得ることとする。

#### ②検体提出用容器（以下、「キット」とする）の送付・回収について

キットは、受託者が準備するものとし、エヴァリンブラシ（Rovers社）もしくはホームスミアセットプラス（あしかメディ工業株式会社）を使用する。対象者からの申し込みが確認でき次第、順次検査希望者へキット及び採取方法等について通知を発送する。

検査希望者より検体を回収し、検査を実施する。

### ③検査方法

検査方法は、コバスHPV（社名：ロシュ・ダイアグノスティックス）とする。検査結果については、契約期間終了後においても5年間は保存すること。

### ④検査結果等の通知

検査結果については、速やかに受検者あてに受託者より通知する。通知方法は、結果通知書の郵送またはメールによるWEB上での閲覧の誘導とするが、その場合、申込者の意に反することがないように注意を払うものとする。また、郵送の場合の郵送料は受託者の負担とする。検査結果陽性の記載については、16型、18型、その他ハイリスク型の3つのカテゴリーとし、それぞれの結果を記載する。通知内容は委託者と協議の上決定することとし、様式については事前に委託者に提出する。受検者より結果再送希望があった場合は、委託者と協議の上対応する。

### ⑤申込・検体回収・検査結果状況の報告

月次報告を委託者へ提出する。また、日報もしくは週報のデータを委託者が指示した際には、委託者の指定した形式・媒体で委託者へ提出する。

## (4) アンケートの実施

### ①受検者へのアンケート

対象者へのアンケートの実施・回収・集計をする。アンケートは、検査申込時と検体返送時、結果通知後の3回行う。アンケート方法についてはWEB又は郵送とする。アンケート内容については、委託者と協議の上決定する。アンケート回収後、集計を行い、集計結果は委託者へ提出する。

## 5 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

## 6 秘密の保持

受託者は、業務全般の等の実施にあたって知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 7 個人情報の保護

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

## 8 その他

その他必要な事項については、委託者、受託者誠意をもってその都度協議のうえ定めるものとする。

## 【個人情報取扱注意事項】

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。